

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆第16号の内容

- 1 農林水産省奥原経営局長の現地調査が行われました
- 2 農地中間管理機構地域駐在員の活動報告
- 3 農地中間管理事業審査会（11月）について
- 4 県内での取組事例地区紹介（12）

あなたの「農地」明日につなげます。

「農地」を愛したいとお考えのあなたに、

私たち「農地中間管理機構」は、農地を確保し、

あなたと共に「農地」を守り、

しっかりと農業を営む、

「農地」を愛する農家の、

未来を守ります。

あなたと共に、

あなたの「農地」を明日につなげます。



1 農林水産省奥原経営局長の現地調査が行われました

11月10日、11日に本県で開催された『第18回全国農業担い手サミットinみやざき』の関連行事に参加するために、農林水産省の奥原経営局長が来県されました。奥原経営局長は、サミット前日の9日に、小林市と都農町において農地中間管理事業の取組状況等について現地調査を行い、地元行政機関や事業を活用している担い手等との意見交換を行いました。

小林市での意見交換会は、小林市の肥後市長をはじめ、JAこばやしの坂下組合長、大萩土地改良区の田之上理事長、マンゴー生産者、法人代表者らが出席して行われました。

まず、小林市から地域農業の概要と事業取組について説明が行われ、公社の宮脇理事長が本県での農地中間管理事業の取組状況について説明を行い、意見交換に入りました。奥原経営局長からは、重点実施地区の設定の考え方や地域における担い手対策、地区内での話し合い活動状況等について質問が出され、それぞれ意見交換を行いました。

続いて、大萩地区の現地に移動し、田之上理事長や地元担い手から農地集積の取組等について説明を受け、将来に向けての農地集積の進め方や地域での話し合いの進め方等について意見交換を行いました。田之上理事長からは、農地集積を進める上で地域集積協力金が非常に大きなインセンティブになったこと、今後も引き続き制度維持していただくよう要望が行われました。

次の調査個所である都農町では、河野町長や地元法人代表者らの出席のもと意見交換が行われました。まず、河野町長からは、町が農業の都として栄えていくためのプロジェクトについて説明があり、このプロジェクトの重要な部分に農地中間管理事業も位置付けられていることが説明され、その後、具体的な取組方法等について活発な意見交換が行われました。

また、現地においては、法人代表者から農地集積の進め方や作物の栽培等に関して説明を受けられました。

県内の様々な地域で事業に取り組んでいます、今回、その一部ではありますが、県内での取組を知っていただく絶好の機会となりました。



小林市での意見交換会



説明を受ける奥原局長



都農町での意見交換会



説明を受ける奥原局長

2 農地中間管理機構地域駐在員の活動報告

機構は、農地中間管理事業の円滑な事業推進を図るため、平成27年4月1日より県出先事務所に農地中間管理機構地域駐在員7名をそれぞれ配置（中部地区は公社に配置）し、市町村事業推進チーム等に対してきめ細かな業務支援を行っています。

地域駐在員の主な業務は、各市町村事業推進チームの構成員である各関係機関との連絡調整や各重点実施地区の地元説明会等での事業説明、農家等への戸別訪問による事業周知、さらには利用権設定等の手続きの業務支援等を行っており、今ではどの管内においても事業推進を図る上で必要不可欠な存在となっています。

また、地域駐在員は、公社本部で毎月初めに開催する定例会において、事業を推進するための事業に関する最新情報や権利設定の書類整理等に関する情報交換、さらには各管内における事業推進に関する課題や重点実施地区の進捗状況等の定期報告を行っています。

今後、ますます期待がかかる地域駐在員の役割を十分に果たせるよう、資質向上と業務知識の習得に努めていきたいと思っております。



機構駐在員定例会の様子

3 農地中間管理事業審査会（11月）について

機構は、11月19日（金）と27日（金）に、平成27年度の8回と9回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、合わせて**重点実施地区27地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区27地区のうち**20地区**は、本年度の重点実施地区として初めて農地中間管理権を取得する地区でした。

今後、12月末までの農地中間管理権の取得に向けて、**31地区**の重点実施地区で利用権設定の書類整理が行われておりますので関係機関の御協力をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区27地区（うち新規地区20地区）

（宮崎市・日南市・小林市・えびの市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 410.4ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（63名）

（宮崎市・串間市・都城市・小林市・えびの市・都農町・延岡市）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 30.6ha

11月審査面積 441.0ha
平成27年度転貸面積累計 913.0ha

4 県内での取組事例地区紹介（12）

第12回目は、北諸管内で重点実施地区として取り組んでいる都城市の「浮堀地区」の紹介です。

当地区は、都城市の中央に位置する水田地帯（24.4ha）で、水稻や大豆、露地野菜（馬鈴薯、甘藷等）を基幹作物としています。

また、平成18年度に事業着手した基盤整備事業により区画整理を行っており、本年度に事業完了を迎えるにあたり、担い手への農地集積を加速化させ担い手毎の農地集約を図り効率的かつ、定的な農業経営を目指すとともに、農業用水利施設の施設管理費の農家負担軽減として、地域でまとまって機構に農地を機構に預けることにより地域に交付される地域集積協力金を充てること等を地域で話し合い、農地中間管理事業へ取り組むことになりました。

さらに、地元役員を中心に「農地集積率8割超」を目標に掲げ、地元説明会等を通じ事業参加者を募ったところ、目標を僅かに下回る状況でしたが、未相続農地の相続人への同意取得や非参加者への個別説明を積極的に行った結果、目標である8割を越える農地を集積することができました。

今後は、法人と個人農業者との賃料の統一化などの課題解決に取り組みながら、機構事業を活用した農地貸借を行うことにより、分散した経営農地の集約化をより一層進め、将来にわたって地域の農地の有効活用を図っていくことを目指して取り組んでいくことにしています。

＜浮堀地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯＞

- ◆H27. 3. 3 浮堀地区換地委員会で農地中間管理事業の説明
- ◆H27. 7. 6～9. 15 浮堀地区担い手との事業取組に関する打合せ（計10回）
- ◆H27. 7. 28 沖水川筋土地改良区理事会で農地中間管理事業及び経緯を説明
- ◆H27. 7. 29 浮堀地区地元（地権者）説明会を開催
- ◆H27. 9. 24～ 契約書等押印のための個別訪問開始

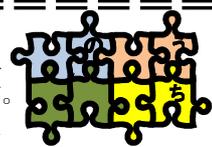


浮堀地区で集積された農地
（集積率84%）

＜農地第一課より＞

農地中間管理事業も10月末から年末にかけて重点実施地区における利用権設定に向けた手続きがピークにきており、各市町村等の担当者は書類整理に大忙しです。

機構もこの時期、昨年度実績の3倍超の量を処理しており、機構に提出された書類は、担当者が重点実施地区ごとに利用権設定を行うすべての農地の所在、地番、面積、添付書類等の有無について確認を行っており、連日その膨大な作業に追われています。今後は、更なる事務処理の効率化や必要書類等の見直しを図っていきたいと思います。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp